

## 05 財産・基金等の取扱い

『合併協定項目(案)』

行財政小委員会において協議中

『調整方針要約一覧』(調整不要や合併前に廃止となる調整項目を除く)

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	

1 現行のまま新市に引き継ぐもの	(1) 公有施設の個人・法人等への賃貸借契約	05 - 02 - 01 - 01	
	(2) 公有財産	05 - 02 - 01 - 02 【先行調整項目】	すべての財産を新市に引き継ぐが、財産管理は釧路市の制度に統合
	(3) 民有地の借り入れ	05 - 02 - 01 - 03	
	(4) 債務負担行為の状況	05 - 05 - 01 - 01	
	(5) 下水道事業の積立金残高等	10 - 01 - 03 - 02	企業債を引き継ぐ
	(6) 水道事業の積立金残高等	12 - 01 - 03 - 04	積立金、企業債、地方債を引き継ぐ
2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの	(1) 公用車の管理	05 - 02 - 01 - 04	組織機構に応じ配置
	(2) 財政調整基金、減債基金、土地開発基金、その他の特定目的基金	05 - 04 - 01 - 01	
	(3) 国保財政調整基金	18 - 01 - 06 - 02	保険料率の不均一課税による段階的引き上げを行う期間(合併後5年程度)の不足財源に充てることなどを考慮